## 入所順位評価基準

# 1、要介護度と認知症度

		認知症度					
		М	IV	Ш	П	I	なし
介護度	5	40	40	35	35	35	35
	4	40	40	35	30	30	30
	3	40	35	25	25	20	20
	2	30	30	20	15	15	10
	1	25	35	15	15	10	5
							(点)

## 2、介護者の状況

介護者の居場所や状態等				
身寄りがないなど、介護する者がいない。	40点			
介護者が物理的に離れている、若しくは病院等に長期入院中である。	35点			
介護者が要介護、病気療養中、介護困難な障害を有するなどの状態である。	30点			
介護者が要支援、高齢(70歳以上)である。	25点			
長期的なショートステイ(ロングショート)を利用しており、現実的に在宅介護が困難である	25点			
介護者が本人と同一市町村、近隣市町村などの通うことができる範囲に住んでいる。	25点			
介護者が一人である(本人との二人暮らし)。	20点			
介護者が複数の介護や育児を行っている。	20点			
介護者が就業している。	10点			

#### 3、特記事項

<u>0、竹癿事类</u>						
居宅、施設サービスの利用状況						
介護保険による居宅サービスを利用しても在宅生活が困難と認められる場合						
介護老人保健施設や病院等に入所(入院)しており、退院後の在宅生活が困難な場合						
認知症による問題行動						
認知症による顕著な周辺症状がある場合						
住環境						
住環境(廊下、階段、便所、浴室等の住宅改修が困難)が介護に適さない場合						
待機期間						
3年以上・・・5点 2年~3年・・・4点 1年~2年・・・3点 6ヶ月~1年・・・2点 6ヶ月未済	茜•••1点					
①地域性						
同点数の場合、住所が浅口市の方から優先する						
②年齢						
同点数の場合、年齢の高い方から優先する						

# 4、特別な事由による優先的事項

THE PARTY OF THE P
措置や緊急を要する場合など
市町村から老人福祉法による措置入所の依頼があった場合
虐待や介護放棄などの事実があり、市町村が緊急性を認め、入所依頼があった場合
長期入院後に再入所する場合